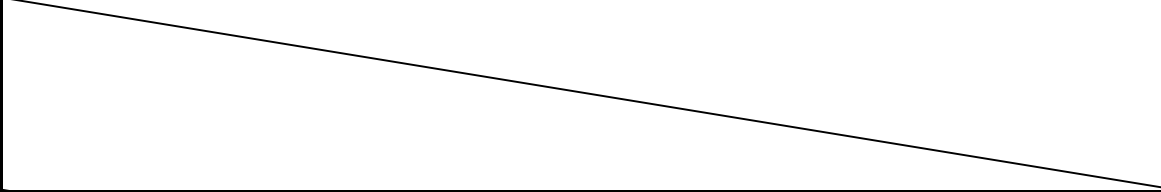
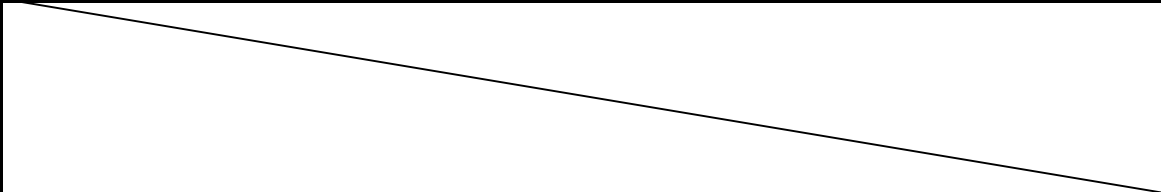


平成 24 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	警察庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> (軽油引取税)		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自動車教習所事業を営む者が、道路交通法第 99 条第 1 項の規定による指定を受けた一定の指定自動車教習所の施設内において、自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械(道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途に供する軽油の引取り。</p> <p>・ 特例措置の内容 指定自動車教習所において使用する教習用車両の動力源の用途に供する軽油の引取りについては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 同法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 6 項 同法施行規則附則第 4 条の 7 第 14 項</p>		
減収見込額	<p>(初年度) - (12) (平年度) - (12) (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 指定自動車教習所事業の課税負担を免除することで、国民の運転免許取得を支援するとともに、地域の交通安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 22 年末現在の運転免許保有者数は約 8,101 万人、16 歳以上の免許適齢人口当たりの免許保有率は 73.7% で、その大多数は、指定自動車教習所の卒業生であり、運転免許を取得しようとする者にとって指定自動車教習所は必要不可欠なものである(平成 22 年における運転免許試験合格者中に占める指定自動車教習所の卒業生の割合は、96.3%である。)。 また、指定自動車教習所は、運転免許の更新をする場合に受講することが定められている高齢者講習等を都道府県公安委員会の委託を受け実施しているほか、ペーパードライバー教習を始め、地域住民に対する交通安全教育を積極的に推進するなど、地域における交通安全センターとしての役割も担っており、高い公共性を有している。 その一方で、指定自動車教習所の大部分は中小企業であり、近年その経営状況が苦しいことから、非課税措置を継続して実施する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		
	ページ	3	1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	安全かつ快適な交通の確保（平成 23 年度実績評価計画書の基本目標 4）
	政策の達成目標	地域の交通安全センターとしての機能を持つ指定自動車教習所の経営支援 国民の免許取得の支援
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間
	同上の期間中の達成目標	指定自動車教習所に対して年間計約 1,240 万円の非課税措置を引き続き行うことにより、指定自動車教習所の経営支援及び国民の免許取得の支援を行う。
	政策目標の達成状況	45 校の指定自動車教習所が平成 22 年度中に計約 1,240 万円(約 386 キロリットルの免税軽油使用)の非課税措置を受けており(平成 22 年度中の適用状況に関する全国調査による。)、指定自動車教習所 1 校あたり約 30 万円程度の非課税を受けていることとなり、指定自動車教習所の経営の改善に寄与している。
有効性	要望の措置の適用見込み	年間、指定自動車教習所約 45 校が適用見込み(平成 22 年度中は 45 校の指定自動車教習所が非課税措置を受けた)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	年間約 1,240 万円の非課税措置を受ける見込み(平成 22 年度中は 45 校の指定自動車教習所が、計約 386 キロリットルの免税軽油を使用し、非課税額は計約 1,240 万円)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	非課税措置の適用要件が、地方税法上、指定自動車教習所において使用する教習車両の動力源の用途に供する軽油と明確に定められていることにより、当該措置の政策目的が、指定自動車教習所の経営の支援により国民の運転免許取得を支援し、地域の交通安全を確保することであることが明確化されている。 指定自動車教習所は、国民の運転免許取得を支援し、地域における交通安全センターとしての役割を担うなど高い公共性を持っている一方、その大部分が中小企業であり、近年その経営状況が苦しいことから非課税措置を継続して実施する必要がある。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>軽油引取税の適用を受けた指定自動車教習所数及び非課税額は以下のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>50 校</td> <td>約 1,422 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>47 校</td> <td>約 1,152 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>51 校</td> <td>約 1,316 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>50 校</td> <td>約 1,255 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>45 校</td> <td>約 1,239 万円</td> </tr> </table>	平成 18 年度	50 校	約 1,422 万円	平成 19 年度	47 校	約 1,152 万円	平成 20 年度	51 校	約 1,316 万円	平成 21 年度	50 校	約 1,255 万円	平成 22 年度	45 校	約 1,239 万円
平成 18 年度	50 校	約 1,422 万円														
平成 19 年度	47 校	約 1,152 万円														
平成 20 年度	51 校	約 1,316 万円														
平成 21 年度	50 校	約 1,255 万円														
平成 22 年度	45 校	約 1,239 万円														
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>指定自動車教習所は地域住民の運転免許取得の受け皿になっていることに加え、地域の交通安全センターとしての機能も果たしていることから、軽油引取税の非課税措置により指定自動車教習所の経営を支援することで、国民の免許取得を支援するとともに、地域の交通安全を確保することができる。</p>															
<p>前回要望時の達成目標</p>																
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>																
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 4 年度に非課税措置が 3 年間の時限で新設され、平成 7 年の 1 度の延長を経て平成 10 年度から恒久化された。</p> <p>平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の時限措置となった。</p>															
<p>ページ</p>	<p>3 3</p>															